皇室事項

認証官任命式

九月九日午後四時二十分、宮中において、全権大使松井正人、同遠藤善久、同佐藤悟、同品田光彦及び同堀之内秀久の認証官任命式が行われた。

御見舞電報及び御答電

七月のバングラデシュ国における襲撃テロ事件につき、次の各国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

ガボン国大統領閣下
ボツワナ国大統領閣下
ガーナ国大統領閣下
クロアチア国大統領閣下

七月の神奈川県における障害者施設殺傷事件につき、次の各国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

エストニア国大統領閣下
トルクメニスタン国大統領閣下
スペイン国国王陛下
ボツワナ国大統領閣下
ドイツ国大統領閣下
リトアニア国大統領閣下
ポルトガル国大統領閣下
セルビア国大統領閣下
アルジェリア国大統領閣下
クロアチア国大統領閣下

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十一号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年九月十四日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成28年８月17日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31613号	ビジネスソリューションサービス株式会社
大阪府知事(1)第12991号	岡安商事株式会社
沖縄県知事(1)第04239号	リンク

平成28年８月17日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
新潟県知事(11)第00018号	長岡信用株式会社

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成28年７月15日	東京都知事(4)第30780号	日本アイ・ビー・エム・クレジット合同会社（日本アイ・ビー・エムクレジット株式会社）

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

東北地方交通審議会は、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　東北運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成28年９月14日

東北地方交通審議会会長　宇部　文雄

国家試験

平成28年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施に関する公示

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第11条の規定に基づき、平成28年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施について次のとおり公示する。

平成28年９月14日

国土交通大臣　石井　啓一

１．試験を行う日時、試験地及び試験会場

日時	試験地	試験会場
平成28年12月７日（水） 午前９時～午後４時30分	神戸市	神戸運輸監理部（神戸市中央区波止場町１－１　神戸第２地方合同庁舎）

２．受験資格　試験日において、年齢20年以上の者とする。

３．試験の種類及び科目　試験は、筆記試験及び実技試験とし、それぞれ次に掲げる科目について行う。

（筆記試験）
労働生理、船内衛生、食品衛生、疾病予防、保健指導、薬物及び労働衛生法規
（実技試験）
救急処置及び看護法

４．受験申請方法　衛生管理者試験受験申請書に必要事項を記入し、写真（申請前１年以内に撮影した正面、脱帽、上半身、縦５cm、横４cmのもの。裏面に氏名を必ず記載すること。）１葉及び手数料5,400円に相当する収入印紙を貼り付けた上、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書（申請前１年以内に作成されたもの。）を添えて、下記５．の提出先に提出すること。

なお、郵送により申請する場合は、書留郵便にて送付すること。また、受験票を郵送するので、定形郵便用サイズで宛先を記載した返信用封筒及び郵便切手392円分を同封すること。

５．提出先　神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（〒650―0042神戸市中央区波止場町１－１　神戸第２地方合同庁舎）

６．受付期間　平成28年10月３日（月）から同年11月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

なお、郵送による申請の場合は、平成28年11月25日の消印のあるものまで有効とする。

７．合格者の発表日時及び場所　合格者の発表は、平成29年１月10日（火）午前10時に、国土交通省海事局及び神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課において発表する。